

令和7年度佐伯市地域福祉(活動)計画策定委員会 議事要旨

1 日時 令和7年8月28日(木) 13時30分～16時00分まで

2 場所 佐伯市役所本庁舎6階 大会議室

3 出席者 別添出席者名簿のとおり

4 要旨

次第1 開 会

(開始 13時30分)

令和7年度佐伯市地域福祉計画策定委員会及び地域福祉活動計画策定委員会が開会されました。

進行を担当する佐伯市役所福祉保健企画課の黒木総括主幹から、会議の成立要件について報告がありました。佐伯市地域福祉計画策定委員会条例および地域福祉活動計画設置要綱に基づき、委員の3分の2以上の出席が必要とされます。本日は委員22名中21名が出席しており、本会議が成立することが確認されました。

次第2 あいさつ

佐伯市福祉保健部の加藤部長から、会議冒頭の挨拶として、第4期地域福祉計画の目的と重要性が説明されました。

本計画は地域住民が安心して暮らせる社会を実現するための重要な基盤となります。少子高齢化や人口減少、社会の多様化が進む中で、困りごとの早期発見と支援の充実が求められており、以下の3つの基本方針を掲げています。

- ・地域づくり:顔が見える関係づくりや困りごとの早期発見を目指し、ネットワークを強化。
- ・相談支援:行政や地域住民、事業所が連携した相談支援体制の構築。
- ・参加支援:課題解決に必要な支援策を地域全体で育む仕組みの推進。

また、福祉の総合相談窓口を中心に、新たな地域コミュニティ組織や生活支援体制整備事業を通じて、地域資源の活用や困難事例への対応体制を整備していく方針です。

最後に、委員に対し、現状や課題を踏まえた積極的な意見・助言を求める旨が述べられました。

続いて、佐伯市社会福祉協議会の河原会長から、地域福祉活動計画の概要とその重要性について説明がありました。

同協議会の理念である「誰もが安心して暮らせるまちづくり」の実現に向け、関係機関や団体と協働し、福祉課題に取り組んでいること、急速な少子高齢化や人口減少に伴い、家族機能や地域の支え合い機能の弱体化が進み、孤立した生活を送る世帯が増加している現状が指摘されました。これに対し、地域住民が主体的に課題を知り、その解決に向けて積極的に関与することが求められていることが述べられました。

また、福祉支援のあり方として、「自助・互助・共助・公助」の協働が地域共生社会の実現に繋がることが強調され、地域福祉計画と地域福祉活動計画の相互連携が必要であるとの認識が示されました。

最後に、委員には、問題解決に向けた意見の提供が期待されている旨が述べられました。

次第3 委嘱状交付	
地域福祉計画策定委員と、地域福祉活動計画策定委員それぞれの委嘱状が交付されました。時間の都合上、代表して島村委員に、加藤部長及び河原会長から委嘱状が直接手渡されました。	
次第4 委員紹介	
進行を担当する佐伯市役所福祉保健企画課の黒木総括主幹から、委員以下22名の紹介が行われました。	
・大分県南部保健所所長 ・佐伯市医師会会長 ・社会医療法人敬和会 おおいた県南ホスピタル院長 ・佐伯市地域包括支援センター代表 ・佐伯市相談支援センターすきっぷ相談員 ・こども家庭センター統括支援員 ・児童家庭支援センターHOPE(ホープ)代表 ・佐伯市くらしサポートセンター「きずな」代表 ・大分県宅地建物取引業協会佐伯支部長 ・生活支援コーディネーター代表 ・とんとんとん(一般社団法人共生社会実現サポート機構)代表 ・佐伯市介護支援専門員協会代表 ・佐伯市自立支援協議会サービス支援部会代表 ・佐伯市成年後見支援センターセンター長 ・佐伯警察署生活安全課課長 ・ハローワーク佐伯所長 ・佐伯市消防署署長 ・佐伯市教育委員会学校教育課課長 ・佐伯市地域振興部コミュニティ創生課課長 ・佐伯市福祉保健部社会福祉課課長 ・佐伯市民生委員児童委員協議会代表 ・地域コミュニティ協議会代表	林下 陽二 (代理:庭瀬参事) 島村 康一郎 豊岡 真乗 稗田 しのぶ 山路 郁子 野村 あかり 廣田 有加 渡邊 麗華 矢野 伸一 安達 信也 山内 勇人 原山 照美 大谷 慎之介 廣瀬 和弘 板井 彰良(欠席) 徳丸 暁洋 御手洗 利彦 柳井 慎也 安藤 正充 (代理:工藤総括主幹) 米田 啓 伊東 美恵子 濱野 芳弘
次第5 委員長及び副委員長選出	
佐伯市地域福祉計画策定委員会と地域福祉活動計画策定委員会の委員長および副委員長の選出を行いました。委員長及び副委員長は、両委員会を兼任することが条例および設置要綱で定められています。 立候補や推薦がなかったため、事務局から提案された案を基に選出を進めました。 事務局案として、委員長に地域コミュニティ協議会の濱野委員。副委員長に佐伯市民生委員児童委員協議会の伊東委員が提案され、拍手多数により承認され、選出が確定しました。	
次第6 諮問書伝達	
加藤部長、河原会長から濱野委員長へ諮問書の伝達が行われました。	
次第7 委員長あいさつ	

河原会長と加藤部長からの諮問書を受け、濱野委員は委員長としての役割を一生懸命果たすと表明し、委員に対して協力を呼びかけました。

次第第8 議 事

条例および要綱の規定に基づき、議長は会長が務めることとされており、濱野委員長に議事進行を依頼する旨が示されました。

議 事(1)～(4)

(議事進行:濱野委員長)

議事(1)基本方針1:「孤独・孤立ゼロ」の地域づくりの推進について

佐伯市役所福祉保健企画課の小川副主幹から、地域福祉計画の基本的な考え方と第4期計画について説明がありました。本計画では、地域福祉の仕組みに特化した方針を掲げ、以下の3つの重点項目が示されました。

- ・地域づくり支援:地域住民同士のゆるやかな情報共有を促進し、困りごとを早期に発見する地域づくりが目指されています。主要施策として、新たな地域コミュニティ組織づくりと、生活支援体制整備事業(地域づくり大作戦)が挙げられています。
- ・相談支援:困りごとを抱えた住民を受け止める相談体制の整備が主旨であり、昨年度スタートした総合相談窓口「福祉のふくちゃん」がその中核的な役割を担います。
- ・参加支援:支援の繋ぎ先がない住民に寄り添い、支援策を新たに構築する取り組みが提案されています。特に、市役所内外で課題を検討し解決を図る「包括的支援体制整備推進会議」が重要となります。

さらに、地域福祉計画を具体化するための3つの会議体(チーム員会議、庁内連携会議、包括的支援体制整備推進会議)の役割が説明され、これらの会議体を活用し連携を強化する方針が共有されるとともに、本会議が包括的支援体制整備推進会議にも位置付けていることが説明されました。

コミュニティ創生課の工藤総括主幹から、佐伯市における地域コミュニティ組織づくりの現状と課題、またその推進策等について説明がありました。

～現状と課題～

佐伯市では、今後の人口減少や少子高齢化に伴い、従来の地域コミュニティの衰退が進むと予測されています。具体的な課題として以下が挙げられました。

- ・人口が半減し、40年後には高齢者が全人口の約半分となる地域社会の姿が想定されている。
- ・区長や民生委員の担い手不足、地域活動の縮小、空き家の増加、一人暮らし高齢者の増加。
- ・公民館など地域活動の拠点の利用減少。

また、財政規模の縮小や職員数の減少により、行政側の対応にも限界があることが認識されています。

～これまでの取り組み～

佐伯市では地域の力を再構築するため、以下の取り組みを進めてきました。

- ・地域の各団体の活動を整理し、横の連携を強化する。担い手不足の解消を目指すため、活動の効率化を推進。
- ・地域Ikigaiさいきプロジェクトなどを掲げ、住民が無理なく参加できる仕組みを構築。達成感や喜びを感じる地域活動を目指す。
- ・公民館から自由度の高い「コミュニティセンター」への移管を進め、地域活動や福祉活動を支える事務局職員を配置。

・交付金や補助金を活用したり、地域づくり計画の策定等の支援を行っている。

～具体的な推進方法と成果～

地域組織化の進め方として、「話そう会」「考える会」などで現状を話し合い、新しい組織の枠組みを検討する形を採用しました。

令和9年度春までに佐伯市全域で地域コミュニティ組織を整備する計画が進行中。既に12地域で運用が開始され、さらなる組織化が順調に推移しています。

地域コミュニティ協議会を設立し、佐伯市と協定を締結。一緒に汗を流し協働で地域を発展させるパートナーシップを構築します。

～将来の方向性～

連携強化:各地域協議会間の横の連携の場を設け、成果と課題を共有し合う機会を拡充。特に若者部会を含む多世代での活動を模索。

協働体制:地域と行政が協力し、地域課題解決に向けて土台となるプラットフォームを活用。地域資源を最大限に生かしながら持続可能な自治体を目指す取り組みを推進。

コミュニティ創生課として、地域福祉の課題解決には全体の協働が必要であることが強調され、引き続き連携を深めていくことが求められました。

続いて、高齢者福祉課の團塚副主幹より、佐伯市の生活支援体制整備事業について説明がありました。この事業は地域包括ケアシステムを基盤とし、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送るために必要な住まい、医療、介護、生活支援を一体的に提供する仕組みを構築するものです。

～現状と背景～

佐伯市の高齢化率は42.42%に達しており、多様な支援が求められています。一方で介護保険サービスの担い手不足が課題となっており、地域特性に応じた取り組みの必要性が強調されています。

～生活支援体制整備事業の概要～

この事業は、地域の支え合いを活用して、高齢者の社会参加と地域課題の解決を目的としています。

社会福祉協議会が市から委託を受けて事業を実施し、2層構造で運営されています。第1層は市全域を担当し、第2層は概ね小学校区を単位として生活支援体制の整備を行います。

～生活支援コーディネーターの役割～

地域ニーズに応じたサービスのマッチングやネットワーク構築を行い、専門職と地域住民を連携させる協議体の設置を推進します。

困りごとの解決を通して、高齢者の自立生活を支える重要な役割を担っています。

この事業は、地域全体の協力を通じて高齢者の生活を支援し、地域力を活かした問題解決を図る取り組みとして位置付けられます。

佐伯市社会福祉協議会から、第1層・第2層生活支援コーディネーター（以下「SC」という。）による生活支援体制整備事業の具体的な取り組みについて説明がありました。この事業は、「手を合わせれば、人も地域も元気になる」をスローガンに、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく生活できる地域づくりを目指しています。

～事業の体制～

第1層SC:市全域を担当し、行政と連携しながら全域で効果的な取り組みを推進。SC協議を定期開催し、課題共有やスキルアップ研修を実施。事業啓発のためイベントや広報活動を展開している。

第2層SC:概ね小学校区を担当し、地域課題の把握や資源不足の解決に向けた話し合いと実践を進める。地域ごとの具体的な取り組みとして、有償ボランティアや移送サービス、見守り活動、配食サービス、体操教室、多世代交流を行い、地域資源の有効活用を図っている。

～主要な取り組み～

有償ボランティア活動:市内17団体が地域ニーズに応じた活動を展開。交流会を通じて情報共有を促進。

運動ボランティアと地域マッチング:ケア終了後の社会参加が困難な高齢者を対象に、自宅での運動支援を実施。

地域啓発活動:ケーブルテレビ出演やイベント参加による広報を強化。

多職種・企業連携:医療機関や企業と協力し、地域の課題解決を目指す。

～課題と提案～

廃校や空き家など地域資源の一覧表作成を提案し、居場所づくりや避難所として活用を検討。地域住民・行政との協力を通じ、地域全体で「人も地域も元気になる」環境を構築していくことが求められました。

令和7年度も生活支援コーディネーター19名と全関係者が連携し、一步一步着実に地域支援を進めることが目標です。

(質疑応答)

上記のとおり事務局から「孤独・孤立ゼロ」の地域づくりの推進に関する基本方針1の説明が行われ、質疑応答の場が設けられましたが、意見・質問はありませんでした。

その後、承認を求めたところ、全員の挙手により承認され、本方針が概ね順調に推移していることが確認されました。

議事(2)基本方針2:「佐伯ならではの」包括的な相談支援の推進について

村上保健師から、佐伯市のふくしの総合相談窓口「ふくちゃん」の活動実績に基づく課題と今後の取り組みについて、以下のポイントが報告されました。

～相談の特徴と課題～

・相談内容の傾向

病気・障がいに関する相談が最多。生活困窮者に該当する案件が44%を占め、社会福祉協議会や社会福祉課との連携が必要。

・相談者の属性

60歳以上が全体の7割を占め、中でも70代以上の相談者が約4割。福祉ニーズの高い高齢者に対応するため、地域包括支援センター、SCや地域との連携強化が必要な状況。若い世代(10～30代)の相談も一定数あり、生活困窮や居場所の不足が課題で、今後の仕組みづくりが必要。

・支援対応の負担

複合的な課題を抱える相談は、多大な時間と労力を要する。1事例当たりの平均対応回数が月7回以上、多くの場合で25回以上要する。「ふくちゃん」ができるまでは、どこかの相談支援機関が対応していたことを考えると、支援者や支援機関の孤立を防ぐ仕組みづくりが必要。

～今後の取り組み～

・普及啓発活動

窓口の認知度拡大に向けたとりくみ。

・人材育成

相談業務に従事する職員を対象とした人材育成研修の開催。

・庁内外の連携強化

顔の見える関係づくりを進め、役割分担や連携を円滑化。3つの会議体を活用し、相談支援体制を構築。

・包括的支援体制の構築

地域住民の支え合いの仕組みづくりを進める。住民同士では解決が難しい困りごとは、地域のリーダー(民生委員、SCなど)に繋ぎ、それでも困難な課題は「ふくちゃん」に繋ぎ、専門職と連携しながら課題解決を図り、安定後に地域へ戻れるようにすること

で、循環型支援モデルを目指す。

～結論～

「ふくちゃん」は、多様な福祉課題を解決に向けた支援や調整役を担い、地域住民・関係機関との共有と協力を通じて持続可能な支援体制の構築を目指しています。本日の会議もその基盤づくりに位置付けられています。

佐伯市社会福祉協議会地域福祉課の古木課長から、基本方針2に基づく事業報告が以下の内容で説明され、社会福祉協議会は、地域住民への相談体制の充実や支援活動の拡充をはかり、相談件数の増加や複雑化する福祉課題に対応しながら地域全体の福祉向上を目指していることが述べられました。

～包括的な相談支援の推進～

・包括的な相談支援の推進

弁護士による無料法律相談会や民生委員による心配ごと相談会を開催。保健福祉全般に関わる相談窓口として、こども・障がい者・高齢者等の支援を実施し、関係機関への連携を推進。相談件数は年々増加し、内容も複雑化している状況。

・分野ごとの専門相談支援の推進

独居世帯の見守りや終活支援の仕組みを検討中。令和7年度には福岡市社協の視察を行い、死後事務までの支援を含む取り組みを今後協議予定。

・地域包括支援センターの運営

第2圏域(弥生・直川・本匠・宇目)を「ばんじょう」、第3圏域(鶴見・米水津・蒲江)を「あまべ」として地域包括支援センターを受託。

相談件数は令和3年度以降、約250件のペースで増加(令和6年度は「ばんじょう」1,260件、「あまべ」1,157件)。地域ケア会議を通じ、介護支援専門員などと連携強化中。

・生活困窮者等への相談支援の充実

食料支援としてフードバンクを活用し、余剰食品を必要な世帯へ配布。フードドライブを2回実施し、延べ257名が利用。

資金貸付事業として、生活福祉資金貸付(県社協受託事業)と佐伯市社協独自の小口資金貸付を運営し、生活困窮世帯への経済的支援を展開。

(質疑応答)

島村委員から佐伯市のひきこもりの方の人数、又は、把握していない場合、何かできる手段等について質問が出されました。

村上総括から、ひきこもりの相談対応については、佐伯市内で複数の窓口が対応していること等の説明がありました。

～対応窓口～

・くらしサポートセンター「きずな」(佐伯市社会福祉協議会)

・市役所の障がい福祉課(保健師によるひきこもり相談対応)

・ふくしの総合相談窓口「ふくちゃん」(昨年度開設され、ひきこもりの相談も行っている。)

・こども家庭センター(今年4月設置。不登校など若年世代のひきこもりも対応。)

～現状と課題～

ひきこもり相談に関する対応は各機関で個別に行われており、総集計は実施されていないが、現状では複数の機関がそれぞれ役割を果たしており、今後さらなる連携と実数の把握が課題として示されました。

続いて、学校教育課の柳井課長から、不登校やひきこもりに関する現状が以下のポイントで報告されました。

～ヤングケアラーの状況～

ヤングケアラーについては県で調査が行われているが、佐伯市としての具体的な実数は把握していない。

～不登校の現状～

全国的的には増加傾向にある。

佐伯市の状況については、令和3年以降、不登校数は減少傾向にあり、全国や県の状況と異なるが、病気により休んでいる生徒は不登校として計上されないため、それ以外の生徒数を指している。

～対応体制～

各学校で別室を設置し、教室には通えない生徒も学校には通えるような環境を整備。ひきこもりについては具体的な人数の把握は困難だが、各学校が個別に丁寧な対応を進めている。

島村委員から、不登校やひきこもりの背景に関する要因が述べられ、それが市の財政や労働力不足など社会的課題に直結する可能性を懸念しています。特に、起立性調節障害に関連する問題に対する取り組みや、核家族化、食事・睡眠の形態の影響など複合的な要因を挙げ、児童や生徒である期間中の不登校やひきこもりを減らす重要性を強調しました。また、ひきこもりの方への居場所や就労の場の計画の必要性を訴え、今後の対策への協力を求められました。

事務局から「佐伯ならではの」包括的な相談支援の推進に関する基本方針2の説明が行われ、質疑応答で島村委員からひきこもり対策の推進に関して上記のとおり質疑応答が行われました。その後、承認を求めたところ、全員の挙手により承認された。本方針が概ね順調に推移していることが確認されました。

議事(3)基本方針3:誰一人取り残さない「全員参加支援」の推進について

小川副主幹から、佐伯市の地域福祉計画に基づき、住民の困りごとに対応するために整備された3つの会議体について、以下のポイントが説明されました。

～会議体の概要と役割～

・包括的支援体制整備推進会議

市役所内外の関係機関と地域住民や事業者が参加し、それぞれの役割を共有。受け皿が不足している課題に対し、具体的な支援策を検討、構築する場。

・庁内連携会議

市役所内部の関係部署が議論し、課題解決や「ふくちゃん」を含む相談窓口の体制整備を検討。課題に応じて庁内で可能な方法を模索する場。

・チーム員会議

個別ケースに対して市役所内外の支援者が集まり、具体策を検討。実務的・実践的な対応で、住民一人ひとりの困りごとに寄り添い、支援を進める場。

～連携の仕組み～

課題解決の流れ:チーム員会議→庁内連携会議→包括的支援体制整備推進会議の順で検討を進め、柔軟に対応。課題に応じて個別に対応する会議と全体で検討、共有を行う全体会を併用。

目的:各会議体の有機的な連携を通じて、地域の幅広い課題に対応し、誰一人取り残さない支援を実現する。

～意見交換のお願い～

・この議事においては、「できること」「困っていること」について関係者間で共有し、立場ごとに必要な連携方法を議論。全体会や個別会議への協力を求めつつ、支援の方向性を一緒に育てていくことを目的とした意見交換会を行いたい。

・佐伯市地域福祉計画の大きな特徴は、会議体の連動による柔軟な課題解決であり、住民や機関の協力が重要。

佐伯市社会福祉協議会地域福祉課の古木課長から、基本方針3に基づく事業報告が以下の内容で説明されました。

～多分野・多職種・他機関協働支援の推進～

・就労準備支援事業

引きこもり状態や社会との関わりに不安がある人を対象。訪問対応、生活習慣指導、社会的能力形成、就労体験、知識習得支援を実施。

・被保護者就労支援事業

生活保護受給者を対象に、ハローワーク同行支援、履歴書作成、面接指導、自宅訪問等を行い、ケースワーカーとの連携も実施。支援プラン作成件数32件、相談件数422件。

・生活困窮者自立支援事業

継続的な相談支援を提供し、家計再生プランや家計支援計画を関係機関と連携して協議。就労支援に重点を置く。

～権利擁護支援の推進～

・日常生活自立支援事業

軽度の認知症高齢者や知的・精神障害者など判断能力に支援が必要な方に対する権利擁護相談、福祉サービス利用援助、金銭管理等の援助を提供。対応件数増加(令和7年度8月時点で176件)、職員2名で対応中。

・成年後見制度の利用促進

佐伯市成年後見支援センターを令和3年から受託運営。広報啓発や相談受付、後見人支援、事例検討会等を実施。法人後見事業では令和6年度の受任件数9件、延べ支援回数233回。市民後見人養成講座を実施し、令和6年度は15名が受講終了。今年度も開催予定。

社会福祉協議会は就労支援、生活困窮者支援、権利擁護を含む様々な事業を行い、その中で相談件数や支援件数が増加し続けていることが強調されました。今後も地域課題への対応に向けて、さらなる連携強化と住民の支援体制構築が必要であるとされています。

《意見交換》

村上総括主幹が進行役を務め、地域福祉を推進するための意見交換が以下の目的、流れで行われました。

～意見交換の目的～

・会議の中で最も重要な部分であると位置付けられ、関係者から幅広く意見を募集することを目的としている。

・窓口で見えてきた相談の傾向と課題を中心に、各委員の「できること」「困っていること」を共有し、委員となっている各支援機関の連携強化を目指す。

～進行方法～

・配付済みのA3用紙に記載された各所属団体の「できること」「強み」「困っていること」を参考にしながら意見交換を進める。

・この意見交換は、地域福祉の課題改善に向けた多様な立場からの協力を促し、具体的な対応策を模索する重要な場となる。

まず最初に、医療に関する課題について医師会会長の島村委員に意見を求めました。

島村委員から、医療現場の実情と課題について以下の内容が述べられました。

コロナの現状について、感染者が増加中だが、重症者は少ない。ワクチン接種率は11%と低く、高齢者中心で実施。若年層は症状が軽く、受診しないことで家庭内感染が広がる傾向が見られる。

佐伯市の医療課題となる、医療の完結性の低下について。脳卒中などの重篤な疾患に対する専門医療が市内で完結できなくなっている。医師や医療スタッフの働き方改革に伴う救急患者受け入れの制限が喫緊の課題。

医療スタッフ不足について、地域への医師の定着率が低く、医師の偏在が進行。看護師

養成機関(佐伯准看護学院)の定員割れが深刻で、医療スタッフの減少が懸念される。

南海トラフ巨大地震への備えについて、津波被害が予測される大病院の運営継続や災害時の医療体制を市や県と協議している。

専門診療科の存続問題について、小児科や産婦人科の存続が厳しく、高齢医師の世代交代が困難。

その他の懸念点として、在宅医療や包括ケアの重要性が今後さらに増加。発達障害、心の病、ひきこもり、生活保護受給者など支援が必要な層が増加。食生活の見直しやコロナ対応の検証も必要。

医師会の取り組みとして、医療体制の改善、包括ケアの強化、災害時の備えを重点として、現在及び将来に向け取り組みを進めている。地域医療の持続可能性や災害対策、社会課題への対応が喫緊の問題として指摘され、医師会の将来的な役割の重要性が強調された内容でした。

続いて、医療に関する課題の中の精神医療に関して、おおいた県南ホスピタル院長の豊岡委員に意見を求めました。

豊岡委員から、精神科単科病院の現状と課題について以下のポイントが述べました。

県南地域における精神科医療の現状について、医師の人材確保が困難であり、特に県南地域は患者の高齢化が進行している。病院は認知症医療に重きを置かざるを得ない状況。

精神疾患患者の特徴と課題について、精神疾患は単純な病気の問題ではなく、福祉や社会環境問題が複雑に絡み合うケースが多い(例:引きこもり、自殺など)。純粋な病気の患者の割合は少なく、複雑な背景を伴う場合が多い。

福祉と医療の連携の必要性について、精神疾患対応の枠を超え、行政(市役所、保健所)と連携し、福祉的な支援に先手を打つ仕組みづくりが重要。現状、医療機関としては人材不足などで影響がありつつも対応を進めている。

精神医療だけでなく福祉や行政と連携した包括的支援が求められる一方で、人材確保や地域高齢化への対応が大きな課題として指摘されました。

続いて、医療に関する課題の中で、救急医療との連携に関して、佐伯消防署の長澤氏に意見を求めました。

長澤氏から、救急活動の現場から見た課題について、以下の内容が述べられました。

救急活動の現状と課題について、緊急性の低い通報が増加してきている。119番通報の中には緊急性が乏しく、生活問題や病気に関する相談が主となるケースが増えている。これにより、救急隊の滞在時間が長くなり、業務に影響を及ぼしている。夜間・休日では福祉関係の相談窓口が閉じているため、救急隊が非救急業務を担う時間が増加。頻繁な通報や問題行動について、頻回通報や現場で問題行動を起こす事例が増加。これにより迅速な救急搬送が妨げられ、緊急対応がおろそかになる可能性がある。

福祉連携の課題について、福祉部門との連携が夜間・祝日などが困難であることが課題。精神疾患対応における専門的助言の不足があり、県の精神センターへの相談にも課題(実情をうまく伝えられない)がある。

精神疾患を含む通報事例について、かかりつけ医や専門機関とのスムーズな連携を強化すべき。

救急活動が生活問題や精神疾患を含む複雑なケースの対応に直面している中、福祉部門との連携や精神疾患への支援体制の改善が重要課題として挙げられました。

進行役の村上総括から、消防署が対応する緊急性の低い通報の増加について、地域包括支援センターも関与している事例があり、課題として以下の内容が挙げられました。

緊急性の低い通報の増加について、主に高齢者による通報が多く、「寂しさ」が要因となるケースがある。これが孤独・孤立問題に直結し、対応に課題を生じさせている。

地域づくりの重要性について、人とのつながりを促進するための地域づくりが必要であると認識。

地域の孤独・孤立問題が消防署や包括支援の現場に影響を与えていることが述べられ、民生委員の活動や現場状況の共有を通じて地域課題解決への連携が重要であると述べられ、民生委員の伊東委員に意見を求めました。

伊東委員から、民生委員の活動とその責任について以下の内容が述べられました。

民生委員の主な役割として、地域住民への声掛けを中心に活動し、住民の精神的孤独や問題に寄り添いながら対応している。

夜間に救急車等が地区内に入った際には、現場へ確認・対応に向かうなどの責任感を持って対応している。

活動の難しさとしては、対応時には当事者の立場にならないと理解できない場面もあり、精神的負担を感じることもあるが、民生委員全員が思いやりをもって真摯な態度で取り組んでいることが述べられました。

続いて、精神的孤独に関する課題に関して、社協の安達委員に意見を求めました。

安達委員から、社協が取り組む傾聴ボランティア活動について、以下の内容が述べられました。

傾聴ボランティアは、話し相手が必要な一人暮らしの人や地域との関係が希薄な人に対し、お話を伺う活動を行っている。

要望は地域住民や家族、時には関係機関から寄せられ、必要に応じて対応している。

現在の状況としては、社協に登録している傾聴ボランティアが定期的に活動を継続している。

活動範囲は蒲江や旧市内など地域を問わず、要望に基づき対応している。

傾聴ボランティアが地域住民に寄り添い、孤独を抱える人への支援を行っていることが説明され、活動が現在も継続している状況が述べられました。

続いて、高齢者問題の1つとして、身寄りのない高齢者に関する死後の課題や身元保証などが、相談現場で難題となっている点について、包括支援センターや障がい相談支援関係者もこれらの問題に対応しているが、その解決策に苦慮している状況が共有され、成年後見支援センターのセンター長である廣瀬委員に意見を求めました。

廣瀬委員から、成年後見制度やセンターの役割について以下の内容が説明されました。

成年後見制度の概要として、判断能力が低下した人に代わり、財産管理や身上監護をする制度。

死後事務の取り扱いについては、身寄りの無い被後見人が亡くなった場合は、佐伯市へ業務を引き継ぎ、死後事務処理に対応する形が一般的。財産状況に応じて、葬儀の手配などを行うケースもあるが、対応方法は成年後見人の裁量による。

身元保証の課題については、成年後見人が、施設の契約管理や財産処理を行うが、保証人にはならないため、成年後見制度では身元保証の問題は解決できない。

厚生労働省が低所得者の身元保証や死後事務の手続きを社会福祉協議会に担わせる方向で社会福祉法改正を検討中との報道がある。

成年後見制度が財産管理や契約処理に役立つ一方で、身元保証の問題は現制度では解決できない課題として残っており、今後の法改正や対応策が期待される状況が述べられました。

続いて、若い世代に対する就労支援や居場所づくりが重要なテーマであり、佐伯市として大きな課題となっていることから、若者の就労や居場所づくりについて、共生社会の取組をされているとんとんとの山内委員に意見を求めました。

山内委員から、以下の内容が述べられました。

活動内容としては、民間の特性を活かし、縦割りではなく横断的・隙間を埋める形で活動を展開。

居場所としての「とんとんとん」では、月2回の食堂や無料相談「まちなか保健室」を運営し、ひきこもりや障がいを持つ人がボランティア及び働く練習をできる機会を提供。

弁当屋を運営(3年目)しており、50人以上の若者が就労や進学、起業などに繋がり卒業を果たした。また現在20人が就労中。

就労困難者の課題として、日本財団の調査によると、国内には就労困難者が1,500万人おり、精神疾患を抱える人が多い。

このような状況において、働く場所や居場所の創出が重要で、取り組みを継続している。

住まいや住まい方の問題について、住む場所の問題が福祉政策における重要課題であり、人口密度が地域経済や福祉サービスの持続性に大きく影響する。

現状、佐伯市では住宅問題についての対応が遅れており、建築住宅課の連携や居住支援協議会の設立が必要。

住まいを通じた支援は、人の就労や看取り、家族づくりに繋がり、人生会議を通じた充実した支援が可能。

地域福祉計画に「住む場所」「住まい方」の問題を組み込み、市レベルで建築住宅課を含む連携体制を構築するべき。

シェアハウスや居場所づくりの取り組みを拡充し、地域の活性化と個人の成長を支える体制を強化する。

地域の福祉課題を解決するため、住まいの提供と福祉政策の連携強化の重要性が強調されました。

続いて、住いに関する課題に関して、宅建協会の矢野委員に意見を求めました。

矢野委員から、佐伯市の住まいの問題について以下の内容を述べられました。

面積の広い佐伯市では生活の不便さを感じる相談が増加。空き家問題や、高齢者の一人暮らしの不安に加え、空き家が再利用されても短期間で再び空き家化する問題が発生。

住宅確保要配慮者(高齢者、シングルマザー、外国人など)の住宅問題も全国的に増加しているが、貸主の理解不足やトラブルの多発により対応が進んでいない。

宅建協会の現状と取り組みとして、佐伯市内の不動産会社34社で研修を行い活動の強化をしているが、積極的な取り組みをする会員はまだ少数。研修会等を通して会員への理解促進を進めていく予定。

佐伯市の人口減少を踏まえ、住宅を住まいに適用するエリアとそうでないエリアの線引きが必要になると指摘。適切な管理をしないと、住宅関連の問題がさらに深刻化する懸念があるとの意見が出されました。

最後に、就労に関する課題に関して、ハローワークの徳丸委員に現状と課題について意見を求めました。

徳丸委員から、ハローワークの現状や課題について以下の内容が説明されました。

求職・求人の現状について、人手不足が深刻化する中、佐伯市では人口減少の影響で求職者数が減少。特に若年層の求職登録は少なく、登録者の約半数が55歳以上と高年齢化が進んでいる。

ここ数年、求人件数も減少傾向にあり、省力化(AIやロボット導入)で人材不足を補う事業所が増加している。

求職活動も民間求人サイトに移行する傾向が進んでおり、ハローワークを利用しない求職者が増加。一方、こうした求職者の職場定着率が低い課題もある。

従来、求職者の就職支援を重視していたが、現在は人手不足の事業所支援に重点を置く方向に転換しつつある。

ハローワークは、求人票の記載方法の工夫の仕方等についてアドバイスを行うなど、事

業者への支援を強化。特に医療分野(例: 看護師不足)の充足に向けた支援を進めている。

具体的な活動例としては、小規模な企業説明会を開催し、医療分野を中心にマッチングの機会を提供する予定。地道ながらマッチングの場を増やし、事業者支援に取り組んでいることなどが述べられました。

最後に村上総括から、包括的な支援体制を整備するために、今後の協力をお願いをして意見交換会を終了しました。

(質疑応答)

事務局から、誰一人取り残さない「全員参加支援」の推進に関する基本方針3に関する意見交換が行われ、質疑応答の場が設けられましたが、意見・質問はありませんでした。その後、承認を求めたところ、全員の挙手により承認されました。本方針が概ね順調に推移していることが確認されました。

議事(4)答申について

小川副主幹から、議題4の答申について、以下の内容が説明されました。

答申の概要として、市長と社協会長からの諮問に基づき、答申書を作成する必要があること、本日配布された答申書案の「ただし」の部分に記載する内容について意見を求めたいと説明が行われ、その上で、答申内容として、これまでの議論を基に、以下の2点を答申書に盛り込むということでどうかと提案がありました。

- 1 ひきこもり支援を推進すること(島村先生からの提案)
- 2 居住支援を推進すること(山内先生からの提案)

その他の内容について、委員からの意見を伺い、最終的な内容を決定したいとの説明がされました。

(質疑応答)

事務局から、答申に関する説明が行われ、質疑応答の場が設けられましたが、意見・質問はありませんでした。その後、承認を求めたところ、全員の挙手により承認されました。

次第9 閉会

黒木総括から、濱野委員長のスムーズな議事進行や、委員の丁寧な審議に感謝が述べられました。本日の会議をきっかけとして、地域福祉に関わる課題解決には、課題解決への姿勢として、関係者が集まり、できることと困っていることを共有し合うことが重要であるということが述べられました。

以上で、令和7年度佐伯市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会を終了し、参加者への感謝と今後への協力を呼びかける形でまとめられました。

(終了 16時00分)